



参議院議員選挙

投票
日時

7月10日 日
午前7時～午後8時

公示日：6月22日(水)

期日前投票

区役所本庁舎2階：6月23日(木)～7月9日(土)

特別出張所：7月3日(日)～9日(土)

※いずれも午前8時30分～午後8時



選挙の
めいすいくん

投票できる方 次の2つの要件を満たす方が投票できます(原則)。

- ①平成16年7月11日以前に生まれた
- ②大田区の選挙人名簿に登録されている
(大田区に住居登録の届け出をした日から令和4年6月21日までに、引き続き3か月以上区内に住居を有している日本国民であること)

住所を異動した方、これから異動する方の投票

転居	大田区内	投票所
6月10日以前に転居届を出した方		新住所地
6月11日以降に転居届を出した方		前住所地

転入	他市区町村⇒大田区	投票できる自治体
3月21日以前に転入届を出した方		大田区
3月22日以降に転入届を出した方		前の自治体※1

転出	大田区⇒他市区町村	大田区での投票の可否
3月9日以前に転出した方		大田区では投票できません※2
3月10日以降に転出した方		大田区で投票できます※1

※1 転入・転出前の自治体の選挙人名簿に登録されていて、新住所地の選挙人名簿に登録されていないことが必要です

※2 2月23日～3月9日に転出した方は、大田区で期日前投票のみでできる場合があります。詳細は問合先にお問い合わせください

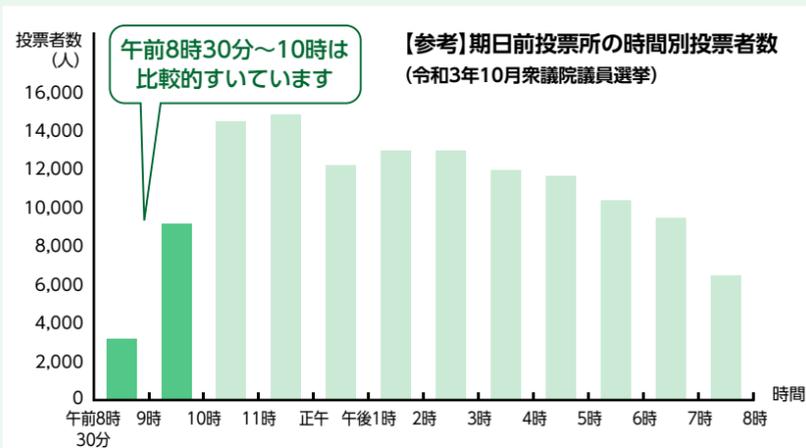
新型コロナウイルス感染防止対策

投票所では、皆さまに安心して投票していただけるよう感染防止対策を行います。

【皆さまへのお願い】

- 混雑緩和のため期日前投票制度をご利用ください
 - 投票所内でのマスクの着用にご協力ください
 - 筆記用具はご自身のものが使用できます。その場合は、鉛筆(シャープペンシル可)をご持参ください
- ※ボールペンやサインペンなどは、インクがにじんだり、ほかの投票用紙に付着したりするため、推奨しません

詳細は
コチラ



投票所入場整理券は世帯ごとに封書で郵送します

- 投票所入場整理券は、世帯全員分を1つの封筒に入れ、6月23日ごろに届くように郵送します。開封して住所・氏名・投票所を確認の上、投票の際はご自身の投票所入場整理券をお持ちください。
- 投票所入場整理券が投票日までに届かなかった場合でも、大田区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所でその旨を係員にお伝えください。選挙人名簿への登録の有無は、問合先でお調べします。

選挙公報は全世帯に配布します

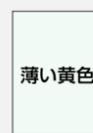
- 選挙公報は6月30日ごろから各世帯に順次配布します。なお、区役所本庁舎、地域庁舎、特別出張所、図書館、文化センター、老人いこいの家などの区施設、区内の新聞販売店、公衆浴場でも配布しますのでご利用ください。東京都選挙管理委員会事務局HPにも掲載予定です。
- 目の不自由な方のために、選挙公報を音声化したものをご用意しています。希望する方は、事前に問合先までお問い合わせください。



投票の順序と方法

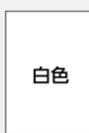
1 参議院議員選挙(東京都選出)

「薄い黄色」の投票用紙に候補者氏名を記入し、投票してください。



2 参議院議員選挙(比例代表選出)

「白色」の投票用紙に1人の候補者氏名か1つの政党などの名称を記入し、投票してください。



投票所の秩序維持について

- 投票所内の混雑緩和や投票の秘密や自由・公正の確保のために、必要と判断した場合は入場を制限する場合があります。

投票所内に入れる方

- 投票所内には、選挙人(投票する方)とその同伴する18歳未満の子ども、投票事務関係者のみが入場できます。また、選挙人を介護する方など、選挙人とともに投票所に入ることにやむを得ないと判断された方は、入場が認められる場合があります。